

高森温泉館についてのお知らせ

1 入館料の改定

平成 25 年 12 月議会において高森温泉館条例が改正され、平成 26 年 4 月から入館料が以下のとおり改定されますのでお知らせします。

なお今回の入館料の改定は、昨年 7 月に実施した高森温泉館に関するアンケート結果により、高森温泉館の今後の運営安定を図るために行うものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

	町 内	町 外
大 人 (中学生以上)	200 円 → <u>300 円</u>	400 円 → <u>300 円</u>
高齢者 (70 歳以上)	100 円 → <u>150 円</u>	400 円 → <u>300 円</u>
子ども (小学生以下)	100 円 → <u>150 円</u>	200 円 → <u>150 円</u>

※ 1 乳幼児 (3 歳以下) は引き続き無料です。

※ 2 障がい者については以下のとおりです。

【改定前】 障がいの程度に応じて無料又は半額 (町内のみ)



【改正後】 身体障害者手帳又は療育手帳提示者は 150 円 (町内外共通)

2 平成 26 年 4 月以降の運営について

アンケートの結果等に基づき総合的に検討した結果、平成 26 年 4 月から指定管理者により運営することが適当と判断し、2 月 19 日 (水) を期限として指定管理者を募集しています。

指定の期間は 1 年 (平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで) としていますが、これは過去の指定管理者の経理に不透明な点があったことを考慮し、短期間としたものです。

■ お問い合わせ先 政策推進課 商工観光係 TEL (62) 1111 (内線 155)